

区 分	主 な 意 見
<p>1. 放課後児童支援員と補助員の役割に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省令の考え方は、2人とも放課後児童支援員を原則とし、その上で1人は補助員であってもよいということであり、補助員が担う役割を限定するというのは、あまり好ましくないのではないか。（第1回WT）</li> <li>○放課後児童支援員は特に地域や学校の情報を持っている可能性があるため、その人たちに保護者との連携や地域の関係者との連絡などの業務を担わせなければむしろ放課後児童クラブにとって損失なのではないかという観点から、役割を限定しないほうがよいのではないか。（第1回WT）</li> <li>○職員数が少ない事業所では、補助員が支援員と同じような役割を求められている現実はあるが、補助員が担うべき役割及び職務は、最低限求められるものにある程度限定した方がよいのではないか。（第1回WT）</li> <li>○放課後児童支援員と補助員の役割分担は、各事業所で定めたらよいのではないか。国としてこれを出すことは、研修の科目を検討するには、概念的には整理が必要であるが、こういう形で出て行くのは余り望ましくないのではないか。（第1回WT）</li> <li>○補助員の役割について、放課後児童支援員の業務を全体的に補助する役割と表現する方がわかりやすいのではないか。（第1回WT）</li> </ul>
<p>2. 専門研修(放課後児童コース)に関すること</p>	<p>(研修全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助員は、専門研修(放課後児童コース)を受講した子育て支援員の資格を持っている人のほうが望ましいので、ガイドラインで補助員は子育て支援員(放課後児童コース)の専門研修を受講していることが望ましいということと、事業者はそれを受講させるように努めることというような努力義務の規定を改めて置いたほうがよいのではないか。（第1回WT）</li> <li>○子育て支援員の研修で、認定資格研修と同じ内容を受けていただいて、その科目を免除し、受講済みとするような考え方もあるのではないか。放課後児童クラブで働いていく上では、ステップアップになり、残りの科目を受講し、2年間補助員として勤務すれば、放課後児童支援員の資格が得られるというコースも考えられるのではないか。（第1回WT）</li> <li>○通常スキルアップ研修とあわせて研修の役割を整理する必要があるのではないか。（第1回WT）</li> <li>○基本研修を受ける段階で、放課後児童クラブの補助員になりたいと研修を受講する人もいれば、基本研修を受けた後、専門コースのどちらに進もうかと決める人もいるため、研修のハードルは高くないほうがよいのではないか。（第1回WT）</li> </ul>

## これまでの検討会（第1～第3回専門研修WT：子育て支援員専門研修関係）における委員の主な意見②

区 分	主 な 意 見
<p>2. 専門研修(放課後児童コース)に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ステップアップという意味で、認定資格研修と重ねるやり方も考えられるが、それとは切り離れた初任者研修として組み立てたほうが時間数もある程度絞れるし、ハードルが高い研修にはならず、組み立てやすいのではないかと。受講者の中には、放課後児童コースを選んだとしても、働き先が決まっていない方が多い可能性があり、将来働くために今、受講しておきたいという方も少なからずいるのではないかと。(第1回WT)</li> <li>○中高年の方などの場合、自分たちが受けた教育や体験から入ってしまうと混乱が生じる可能性があるため、今の子どもの権利などを学ぶプログラムがあるとよいのではないかと。(第1回WT)</li> <li>○放課後児童コースの専門研修は、総論的な位置づけで学んでいただく9時間とし、放課後児童支援員としてしっかりと業務に携わっていただくときに、改めて各論的な内容をしっかり押さえていただくような研修の構造になっているとよいのではないかと。(第2回WT)</li> <li>○現に放課後児童クラブで働いている補助の方のための現任訓練は、市町村において様々な形で実施されており、そういうものとの兼ね合いをどうするかが大きな課題である。(第2回WT)</li> <li>○放課後児童支援員と補助員、子育て支援員は同じ職場で勤務することになるので、放課後児童支援員の学んだ認定資格研修の内容と、子育て支援員、補助員として就業する方の知識や学んだ内容が乖離することがないようにしなければならぬ。(第2回WT)</li> <li>○国が制度として作った場合、放課後児童クラブの補助員のスタンダードになっていく。子育て支援員の専門研修のカリキュラムを決める上で、補助員の役割とは何か、補助員から放課後児童支援員になる道筋、展望を持ちながら考えていく必要がある。(第2回WT)</li> <li><u>○保育士等の研修科目の免除については、保育士そのものが補助員研修を受けることはあり得ないので、免除規定を設ける、設けないという話ではなくて、保育士は放課後児童支援員研修を受けることになるため、議論の対象ではないのではないかと。(第3回WT)</u></li> </ul>

## これまでの検討会（第1～第3回専門研修WT：子育て支援員専門研修関係）における委員の主な意見③

区 分	主 な 意 見
<p>2. 専門研修(放課後児童コース)に関すること</p>	<p><b>(実施主体)</b>  <u>○今回の資料で「都道府県」とはつきりと書かれているが、子育て支援員全体の研修では、専門研修について、「都道府県あるいは市町村」と書かれている。放課後児童支援員については、認定資格研修を都道府県が実施するので、このように書かれたのだと思うが、同じ県の中でも都市部で多く待機児童が発生しているところで、より多くの補助員を養成したいということで、市町村で実施できる地域があるのではないかと。そうした場合、原則都道府県であるが、市町村でも実施するという可能性を残しておいてもよいのではないかと。実務上可能ということであれば、改めてQ&amp;A集等で説明が必要である。(第3回WT)</u></p> <p><b>(研修項目・科目等)</b>  ○認定資格研修の16科目の1から6までを幅広く入れたほうがよいのではないかと。(第1回WT)  ○放課後児童支援員が行う業務を全体的に補助する方を補助員とイメージするのであれば、研修についても、認定資格研修の16科目を全体化し、コンパクトにしたような研修の設定が適切ではないかと。(第1回WT)  ○放課後児童クラブの補助員として仕事をしていくための一般的に必要な知識を網羅するという意味で、この内容でよいのではないかと。また、これがベースとしてあるので、市町村なりが実施する初任者研修では、これ以外の実務的なことや、個別に必要なことを付加することで取り組んでいけるのではないかと。(第2回WT)  ○放課後児童支援員の認定資格研修の科目ごとのねらい、内容をコンパクトに整理しておく必要があるのではないかと。(第2回WT)  ○「1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解」①～③を2コマにして、認定資格研修の「4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力」を一部入れたらどうか。学校や地域との連携、保護者の問題は必ず触れる必要がある。また、「2. 子どもを理解するための基礎知識」を「子どもの発達理解と保護者の生活の実情」という形にして、この中に保護者視点を、認定資格研修の「4. ①保護者との連携・協力と相談支援」を入れてはどうか。さらに、認定資格研修の「6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能」を「放課後児童支援員の仕事内容と職場倫理」とし、5つ目のジャンルをつくるか、あるいは3つ目または4つ目に入れてはどうか。(第1回WT)</p>

## これまでの検討会（第1～第3回専門研修WT：子育て支援員専門研修関係）における委員の主な意見④

区 分	主 な 意 見
<p>2. 専門研修(放課後児童コース)に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「1. ②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能、役割等」の「ねらい」の2つ目を「放課後児童クラブにおける子どもの権利」とすることで、放課後児童クラブという場と機能の中で、どのように子どもの権利を守っていくかということを具体化できるのではないか。(第2回WT)</li> <li>○「1. ②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能、役割等」の「ねらい」の3つ目、「主な内容」の4つ目の子ども家庭福祉施策の内容については、基本研修の中に科目が入っているため、省いてしまってもよいのではないか。(第2回WT)</li> <li>○「1. ②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能、役割等」の「主な内容」の3つ目を、「放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識」として、1つ目に持っていき、その後の「放課後児童クラブにおける権利擁護・法令の遵守の内容」につなげる構造がよいのではないか。(第2回WT)</li> <li>○「2. ②子どもの発達理解」は基本研修にもあり、全体的に0歳から18歳未満までを捉えた子どもの発達の基本が入っているので、少し重なる可能性がある。認定資格研修の「⑤児童期(6歳～12歳)の生活と発達」を就学前の子どもとは違う子ども像というものを理解するため、入れておいたほうがよいのではないか。(第1回WT)</li> <li>○「4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応」に、「緊急時の対応」が入っているが、食物アレルギーへの対応、子どもの健康管理、情緒の安定を図る役割と、90分という講義時間が適当なのか心配である。放課後児童クラブは、これから放課後子供教室と一緒にやっていくが、けが等の対応、責任の所在について、現場の立場で考えると、90分で「安全対策・緊急時対応」をやり切れるのか不安である。(第2回WT)</li> <li>○「4. ⑤子どもの生活面における対応等」の科目名に、「安全安心」を入れた方がよいのではないか。または、生活一般に対する対応と、安全安心の内容を表したものにするなど、科目をもう一つ増やすという選択肢もある。ただし、全体のバランスを考えたら、90分を2本設けることは難しい。(第2回WT)</li> <li>○「4. ⑤子どもの生活面における対応等」について、ノウハウまで含めた内容とすることは望めないのではないか。安全安心を含んでやる仕事であるという気持ちで仕事に入ってもらうための、基礎的なことを簡潔に講義してもらえば、項目は多いが90分でやることは可能ではないか。(第2回WT)</li> </ul>

## これまでの検討会（第1～第3回専門研修WT：子育て支援員専門研修関係）における委員の主な意見⑤

区 分	主 な 意 見
<p>2. 専門研修(放課後児童コース)に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「4. ⑤子どもの生活面における対応等」について、ただ子どもと遊ぶというイメージで入られる方も多いので、事故やアレルギーのことと合わせて、子どもの情緒的な変化が特に6歳から12歳は大きいので、その変化への対応や、保護者との対応の難しさなどの心構えを伝えられる内容がよいのではないか。(第2回WT)</li> <li>○「4. ⑤子どもの生活面における対応等」の科目名について、これまでの議論を踏まえると、このままがよいと考える。(第2回WT)</li> <li>○「4. ⑤子どもの生活面における対応等」の「主な内容」の項目が少し多いので、4番目と5番目の○、6番目と7番目の○をそれぞれ1つの項目にして、5項目程度に整理できないか。(第2回WT)</li> <li>○「5. ⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理」の中で、事故発生時の損害賠償、責任や保険などの実務的なこと、働くにあたっての保障の有無などについて簡単に説明したほうがよいのではないか。(第2回WT)</li> <li>○「5. ⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理」の中に、職場体制とか働く人の安心体制などを入れることについて、実態として未整備の分野であり、一定の考え方を示してしまうと、研修で聞いたことと実態とが違うことのギャップを感じることになるので、ここでは仕事に臨む際の心構えを講師に伝えてもらうことでよいのではないか。(第2回WT)</li> <li>○自治体の状況もはっきりと分からない中で、このことはカリキュラムには入れずに、研修を担当する自治体が、保険や補償のこととか、緊急時の対応等について、自治体の状況に応じて重要なポイントを30分～1時間程度、話をする機会を設けるべきではないか。(第2回WT)</li> <li>○「5. ⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理」の中で、「仕事内容の概略を学ぶ」では、もうちょっと幅を持たせ、職員配置や職場の特性なども含めてよいのではないか。 (第2回WT)</li> <li>○「5. ⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理」の中に、職場環境の問題などを入れるのであれば、補助員として働くに当たっての職場環境などの項目を考えたほうがよいのではないか。(第2回WT)</li> <li>○基本研修の「⑤対人援助の価値と倫理」では、しっかりと利用者の声や子ども気持ちを受容するとか、傾聴するとか、基本的な姿勢を学ぶために、ロールプレイングを含めた演習なども必要だと思うが、講義のみであるならば、専門研修の中で大事になってくるのではないか。(第1回WT)</li> </ul>

## これまでの検討会（第1～第3回専門研修WT：子育て支援員専門研修関係）における委員の主な意見⑥

区 分	主 な 意 見
<p>2. 専門研修(放課後児童コース)に関すること</p>	<p><b>(講師要件等)</b></p> <p>○講師要件において「児童厚生施設(児童館)に5年以上に従事」、「従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士」と記載があるが、講師要件はあくまでも例示であり、3年でも講師としてすぐれた方もいると思うので、あえて具体的な数字を入れなくてもよいのではないか。(第3回WT)</p> <p>○何かの目安が必要という意味で、年数以外の表現がなければ、ある一定の年数を一つの目安にするというのは必要なことだと思うので、目安として経験年数の記載があってもよいのではないか。(第3回WT)</p> <p>○「1. ②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等」の講師要件は、「一定の知識、経験を有すると認められる」と記載されており、特に経験年数がついていないので、経験年数の記載を検討しなくてもよいのか。(第3回WT)</p> <p>○講師要件については、放課後児童指導員の場合は「一定の知識、経験」を要件とし、ほかの職種の場合は「5年以上」の経験年数を要件としている。これは、認定資格研修についても同様であり、経験年数は目安として記載することでよいのではないか。(第3回WT)</p> <p>○委託する団体等が講師を選定する場合もあるので、例示をもう少し増やしてもよいのではないか。一定の資質、力量、知見があるということで、身近な指導員を講師として適当に選ばれることを防ぐ方法が必要ではないか。(第3回WT)</p> <p><b>(見学実習)</b></p> <p>○子育て支援員の親会で、必ず実習は入れてほしいとのご意見があった。実習は必要だという議論がある一方で、今後就労するかが決まっていない方々を実習先で受け入れるのは難しいのではないかと議論もあるので、難しさがあるとの意見を述べた。(第2回WT)</p> <p>○専門研修の中に見学実習を義務づけできなくても、他の機会で開催が可能なこと、もしくは他の科目で、DVDや写真等を活用して実践的なことを話す工夫を促すことで、見学実習に行かなくても、実際に専門研修の中でできるのではないかと。(第2回WT)</p>